

持続可能な開発目標（SDGs）への道程

— 国際政治の視点から

島 村 直 幸

国際的利益が満たされなければならない、ということに意味があるとすれば、それは国際的利益が国益に優先するということである。問題は地球レベルであるが、問題の解決は国家の政策に依存し続けている。では国家に対して頻繁に課される命令に国家が多かれ少なかれ自ら進んでしたがうようになる条件とは、何であろうか。国家は自己利益の追求とシステムのための行動との間の緊張を、どうすれば解くことができるのであろうか。多くの者は気をもみながら合理的な解決を願うばかりで、それをどう達成できるのかを示した人はいない。しかしながら、問題はまさに、構造的制約があるなかでは、合理的行動が望ましい結果を導かないということにある。各国家が自らの面倒を見るよう制約されているなかでは、誰もシステムの面倒を見ることはできないのである¹⁾。

ケネス・ウォルツ『国際政治の理論』（1979年）

あせってはいけません。ただ、牛のように、ずうずうしく進んで行くのが大事です。牛は超然として押して行くのです。何を推すのかと聞くなら申します。人間を推すのです。文士を推すのではありません²⁾。

日本の文豪の夏目漱石の弟子への書簡

はじめに—持続可能な開発目標（SDGs）とは何か

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年9月に策定された「ミレニアム開発目標（MDGs）」の後継として、2015年9月25-27日の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。

SDGsは、17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身も取り組む普遍的なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。SDGsは、「ポスト・コロナ」の道しるべになると期待されている³⁾。

注目すべき点は、17のゴールと169のターゲットは、相互に排他的なものではなく、相互に関連し、内容が重なり合うものも多々ある、ということである。

SDGsの17のゴールを図式化したものが、以下の図である。

図1 SDGsの17のゴール



出典：https://miraii.jp/SDGs-39

持続可能な開発目標（SDGs）への道程

上記の図では文字が小さいので、17の目標を改めてまとめると、以下の通りである。すなわち、① 貧困をなくそう、② 飢餓をゼロに、③ すべての人に健康と福祉を、④ 質の高い教育をみんなに、⑤ ジェンダー平等を実現しよう、⑥ 安全な水とトイレを世界中に、⑦ エネルギーをみんなに、そしてクリーンに、⑧ 働きがいも経済成長も、⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう、⑩ 人や国の不平等をなくそう、⑪ 住み続けられるまちづくりを、⑫ つくる責任、つかう責任、⑬ 気候変動に具体的な対策を、⑭ 海の豊かさを守ろう、⑮ 陸の豊かさも守ろう、⑯ 平和と公正をすべての人に、⑰ パートナリシップで目標を達成しよう、である。

以下、本稿では、SDGsへの道程を、開発と環境、人権の三つの側面から俯瞰する。結論を先取りするならば、これら開発と環境、人権の三つの側面は、相互に密接に関連し合いながら、SDGsへと連なっていくのであった。

1、国際社会の開発への取り組み

1960年以降、米ソ冷戦の「東西問題」とは別に、「南北問題」が浮上する。南北問題とは、北の先進国と南の発展途上国の間の経済格差が時間とともにさらに拡大する問題である。南北問題という言葉は、1950年代後半にイギリスの外交官フランクスがはじめて用いたとされている。1961年9月の国連総会では、アメリカのケネディ大統領の強力なイニシアティブによって、「国連開発の10年」が謳われた⁴⁾（その後、1970年10月に、国連25周年記念総会は、「第2次国連開発の10年のための国際開発戦略」案を満場一致で採択した⁵⁾）。

また1960年は、「アフリカの年」でもあった。旧フランス植民地の13カ国を中心に、アフリカで17カ国が植民地からの独立を達成し、脱植民地化（decolonization）が進んだ⁶⁾。

1960年代には、「G77」が台頭した。G77は1964年3月23日から6月16日にかけての第1回国際連合貿易開発会議（UNCTD）の総会時に、アジア、ア

フリカ、ラテンアメリカの77カ国で発足した国連のグループである⁷⁾(21世紀には「グローバル・サウス」と呼ばれる発展途上国や新興国など130以上の国と地域が参加している⁸⁾)。1カ国では国際的な発言力が乏しい発展途上国がまとまって発言することで、国際的影響力を発揮しようとしたのである。

開発問題を取り扱う機関としては、たとえば、上述のUNCTADがある⁹⁾。

この時期には、国際関係論として、フランクやアミン、カルドーゾなどが従属論を展開した。従属論では、世界経済は、北の“中心”と南の“周辺”に分かれた構造が固定化されており、革命的な変化がなければ、南北問題の解決は不可能であると想定された。従属論は、マルクスの思想を国際政治に適応したもので、国際関係論のリアリズムとリベラリズムに対して、「グローバリズム」や「ラディカリズム」と呼ばれる¹⁰⁾。

こうした問題意識をもとに、1974年4月には「新国際経済秩序(NIEO)」が南の発展途上国によって問題提起された。国連の資源特別総会の場で、発展途上国で構成されるG77によって出された宣言に端を発している構想で、自国の資源は、自国ものだという主張である¹¹⁾。

1970年代には、シンガポールと香港、台湾、韓国のアジアNIES(新興工業経済地域)が急速な経済成長を遂げ、「離陸(take off)」した。「革命で北と南の構造を根底から変えなければ、南の発展途上国の経済成長はない」と主張していた従属論はアジアNIESの経済成長をうまく説明できなかった。そのため、世界経済を中心と周辺の二重構造で捉えるのではなく、準中心も想定した三層構造で捉えるウォーラステインの世界システム論が展開されるようになっていく¹²⁾。

1970年代も、南北問題は解決するどころか、時間の経過とともに南北間の経済格差は広がるばかりであった¹³⁾。後述するが、1972年には地球環境問題に関する国際会議がストックホルムで開催される。

1980年2月には、西ドイツのブラント元首相を委員長とする国際開発問題に関する独立委員会が国連事務総長宛てに『南と北—生存のための戦略』報告書を提出した。その内容は、南北関係の変化、南の新国際経済秩序の要求、

北の不況など南北問題をめぐる新しい条件のもとで南北の相互依存性を再確認し、双方の協力が得られるような新しい世界経済の関係構築を目指すというものであった。1985年までの目標として、第一に政府開発援助（ODA）の対国内総生産（GNP）比を0.7%に、第二に石油危機で最も深刻な影響を受けた発展途上国（MSAC）への年間40億ドルの追加的援助、第三に産油国・消費国双方の負担による国際エネルギー戦略、第四に軍事支出に対する国際的課税による自動的援助資金移転システム、第五に既存の国際金融機関の改革と新しい機関の創設の検討、第六に政治的意思強化のため先進国、発展途上国双方の公正な代表によるグローバル・サミットの開催などを主に提言した。これを受けて開かれたのが、1981年の南北サミット（カンクン・サミット）であった¹⁴⁾。

その後、1987年4月には、環境と開発に関する世界委員会、いわゆる「ブルントラント委員会」の報告書「われわれの共通の未来（*Our Common Future*）」が、「持続可能な開発（sustainable development）」を中心的な概念として取り上げた。「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」のことを言う。これ以降、環境と開発の問題領域で、「持続可能な開発」がキー概念となっていく¹⁵⁾。

1980年代も1990年代も、南北問題は解決されなかった。しかも、冷戦の終結後は、東西問題の解消にともない、南北問題が語られなくなっていった¹⁶⁾。冷戦後になると、政府が二国間（バイ）で行う政府開発援助（ODA）や国際機関による多国間（マルチ）の対外援助において、民主主義や人権、非軍事化など「良い統治（good governance）」のコンディショナリティーが課されていくようになっていく¹⁷⁾。また冷戦後、対外援助を国益に基づいて展開していく姿勢を日本を含めた主要国が深めていく¹⁸⁾。

2000年9月の国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言を基に、2001年9月に「ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）」がまとめられた。開発分野における国際社会共通の目標であった。日本は、より良い世界を築くために国際社会が一体となって取り組むべき目

標としてMDGsを重視し、日本が積極的に推進してきた「人間の安全保障」の実現のためにも、二国間及び国際機関経由の政府開発援助（ODA）などを効果的に活用し、MDGsの達成に積極的に貢献していくこととなった¹⁹⁾。

こうして2001年に策定されたMDGsの後継として、冒頭で見た通り、SDGsが2015年9月25-27日に国連サミットで加盟国の全会一致で採択された。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された。SDGsは、繰り返しになるが、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であった。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身も取り組む普遍的なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

2、国際社会の地球環境への取り組み

1972年6月5-16日に、国際連合が「国連人間環境会議」をスウェーデンのストックホルムで主催した。環境問題に対する初の国際会議である。この国際会議には、世界の110カ国以上の国々が参加し、「かけがえのない地球（only one earth）」をスローガンとして掲げて、「人間環境宣言」が採択された。

この国連人間環境会議が開催されるきっかけとなったのは、開催国でもあるスウェーデンで1960年代になってから、大気汚染や酸性雨などの環境問題が見られるようになっていて、人々の意識が高まっていたからであった。公害問題は、スウェーデンに限らず、1960年代から1970年代にかけて、アメリカやその他のヨーロッパ、日本でも深刻化していた²⁰⁾。

しかし、この国連人間環境会議を開催するにあたり、先進国と発展途上国との間で意見の対立が起こった。北の先進国は、これまでの経済成長の結果としての地球環境の悪化に取り組む必要性を説く一方で、南の発展途上国は、まさにこれから経済成長を遂げたいからである。こうした南北対立は、その後の国際会議でも残っていく。

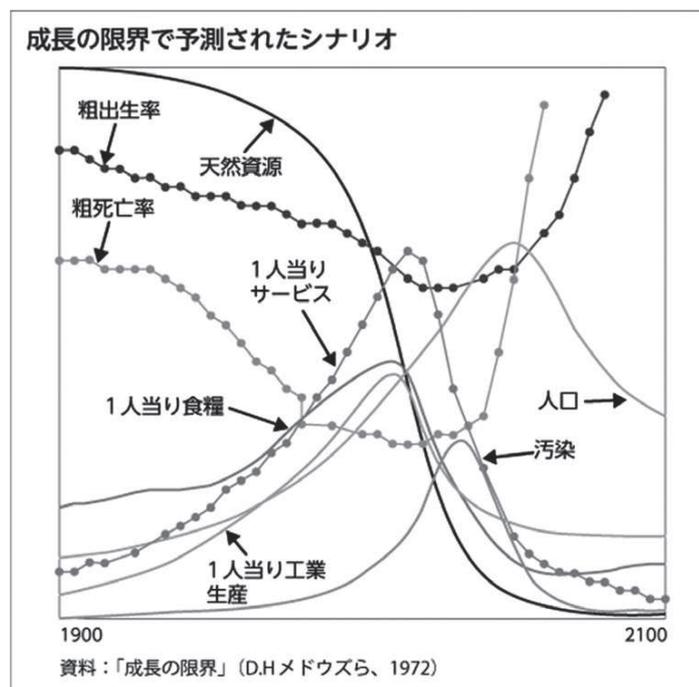
国連人間環境会議の直前の3月には、シンクタンクのローマ・クラブが

『成長の限界』を公表し、環境汚染や人口問題などは直線ではなく、幾何級数的に悪化する、と警告していた。1973-1974年には石油危機（オイル・ショック）が起こり、ローマ・クラブの『成長の限界』の警告がより説得力を持つこととなった²¹⁾。

環境問題を取り扱う機関としては、たとえば、国連環境計画（UNEP）がある。

国際関係論では、安全保障の問題を第一義的に考えるリアリズムを批判する形で、リベリズムが経済や環境、人権などの問題領域の重要性が過去と比較して相対的により高まってきたと論じるようになっていく²²⁾。

冷戦の終結後の1992年6月3-14日には、ストックホルムの国際会議から20年という節目で、リオデジャネイロで「国連環境開発会議（UNCED、地球サミット）」が開催された。「環境と開発に関するリオ宣言」や、それを具体化するための「アジェンダ21」が採択されたほか、国連気候変動枠組条約や生物多様性条約が署名されるなど、現在に至る地球環境の保護や持続可能な開発の考え方に大きな影響を与えることとなる。「気候変動（climate



出典：<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/zu/h25/html/hj13010202.html>

change)」とは、地球温暖化 (global warming) のことである²³⁾。

1997年12月1-10日には、京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議 (COP3、京都会議) で、先進国および市場経済移行国の温室効果ガス排出の削減目的を定めた京都議定書が採択された。この京都議定書は、21世紀以降、地球温暖化問題に対し人類が中長期的にどのように取り組んでいくのかという道筋の第一歩が定められたものとして高く評価された²⁴⁾。

しかしその後、2001年3月28日には、アメリカのW・ブッシュ政権が京都議定書からの離脱を表明する。また、京都議定書の枠組みには中国も参加していなかった。こうして、京都議定書には地球温暖化ガス排出国の第1位と第2位の米中両国が不参加であり、米中両国も含めたポスト京都議定書の新しい国際的な枠組み作りが国際社会の課題となっていく²⁵⁾。

2012年6月20-22日には、国連環境開発会議から20年という節目で、「国連持続可能な開発会議 (リオ+20)」が開催された。リオ+20は、国連環境開発会議 (地球サミット) のフォローアップ会合を行うことが提案されたことを受け、2009年の第64回国連総会で開催が決定されていた²⁶⁾。2009年には、オバマ政権は、リーマン・ショック後の世界金融危機への対応と気候変動問題への対応を両立させる「グリーン・ニューディール」政策を模索した。同時に、各家庭でスマート・メーターをフル活用しつつ、発電所と各家庭の間に双方向の電力網を構築する「スマート・グリッド」構想も注目された²⁷⁾。

2015年12月12日には、気候変動問題に関するポスト京都議定書の新しい国際的な枠組みとして、パリ協定が国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) で採択され、2016年11月4日に発効した。さまざま分野で対立していたアメリカと中国が協調する形で、パリ協定はまとまった。パリ協定では、2020年以降の温室効果ガス削減に関する世界的な取り決めが示され、世界共通の「2度目標 (努力目標1.5度以内)」が掲げられている²⁸⁾。

また同じ2015年には、SDGsが国連サミットで加盟国の全会一致で採択されている。これ以降、「カーボン・ニュートラル」の目標が主要国の首脳によって掲げられてきた。カーボン・ニュートラルとは、二酸化炭素など温

室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、その排出量を「実質ゼロ」に抑える、という概念である。2020年10月26日、菅義偉首相も、所信表明演説で2050年までにカーボン・ニュートラルを目指すことを宣言した²⁹⁾。

2020年代に入り、バイデン政権の下で「グローバル・グリーン・ニューディール」政策が模索されたり、「気候安全保障」や「環境覇権」、「環境外交」など新しい概念も注目を集めてきた³⁰⁾。

3、国際社会の人権への取り組み

第二次世界大戦後の1948年12月10日に、「世界人権宣言」が第3回国際連合総会で採択された。すべての人民とすべての国が達成すべき基本的人権についての宣言である³¹⁾。

これ以降、世界人権宣言を条約化する動きが進んだ。その結果、国際人権規約、「人権条約」が第21回国連総会で1966年12月16日に採択され、1976年に発効した。国際人権規約は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約のなかで最も基本的かつ包括的なものである。社会権規約を「国際人権A規約」、自由権規約を「国際人権B規約」と呼ぶ。日本は、1979年6月21日に国際人権規約に批准した³²⁾。

この間、国連総会は、1960年12月14日に、「植民地と人民に独立を付与する宣言 (Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples)」を採択した (決議1514 (XV))。植民地人民による自決への願望が高まり、かつ国際社会の間にも憲章の原則の適用が遅すぎるとの認識が広まったことが背景にある。この宣言は、外国による人民の征服、支配および搾取は基本的人権を否認するもので、国連憲章に違反し、世界平和と協力の促進にとっての障害である、と述べた。さらに、「信託統治地域、非自治地域その他のまだ独立を達成していないすべての地域において、これらの地域人民が完全な独立と自由を享受できるようにするため、いかなる条件または留保もなしに、これらの地域人民の自由に表明する意思および希望にし

たがい、人種、信仰または皮膚の色による差別なく、すべての権力をこれらの人民に委譲する迅速な措置を講じなければならない」と述べている。国連総会は、決議1514 (XV) において、「独立国家との自由な連合」、「独立国家への統合」および「独立」の三つは、完全な自治を達成するための正当な政治的地位についての選択肢であると定義づけた³³⁾。

冷戦の終結後には、ソマリアやルワンダ、ボスニア・ヘルツェゴビナでの大量虐殺 (genocide) や民族浄化 (ethnic cleansing) を受けて、内政不干渉の原則を残り超えて、「人道的介入 (humanitarian intervention)」をすべきかどうか議論された。たとえば、1999年3月24日から6月10日にかけての旧ユーゴスラヴィアのコソヴォへの空爆では、アメリカのクリントン大統領が「人道的介入」に言及し、台湾問題を抱える中国とチェチェン紛争を抱えるロシアが強く反発した³⁴⁾。

21世紀に入り、「保護する責任 (responsibility to protect: R2P)」の概念が指摘されるようになっていく。保護する責任とは、紛争の原因に取り組む「予防する責任」、強制措置 (極端な場合には軍事干渉) を含む手段により状況に対応する「対応する責任」、復興、和解などへの十全な支援を提供する「再建する責任」の三つの要素を包含する。「保護する責任」の最も重要な側面は、予防である³⁵⁾。

人権問題を取り扱う機関として、たとえば、国連の人権理事会がある。

こうした人権問題への取り組みと密接に関連して難民問題への取り組みがある。すでに見た通り、第二次世界大戦後の1948年に世界人権宣言が採択されたが、このなかで、庇護を求める権利とすべての人間は差別されずに基本的人権を享受できる旨が確認された。

第二次大戦後、国連加盟国の間で、難民問題、特に難民の基本的人権の保障に対する意識が高まった。第一次世界大戦後に採択されていた特定の難民集団に関する協定は適用範囲が限られており、第二次世界大戦によって急増した難民へ緊急保護の必要性や加盟国の関心事を満たすには十分とは言えないものであった。

こうした理由や、難民問題がいまや世界的な問題となったこと、難民の保護を保障し、問題を解決するためには、国際的な協調と団結が非常に大切であるという認識に基づいて、1951年7月28日に開催された国際会議で「難民の地位に関する条約」が採択された。1967年1月31日に採択された「難民の地位に関する議定書」は、1951年の条約にあった地理的・時間的制約を取り除いたもので、通常、この二つをあわせて「難民条約」と言う³⁶⁾。

難民条約には、難民の権利や義務についての規定がある。そのなかでも特に保障されているものとして、以下の約束事がある。

1. 難民を彼らの生命や自由が脅威にさらされるおそれのある国へ強制的に追放したり、帰還させてはいけない（難民条約第33条、「ノン・ルフールマン原則」）。

2. 庇護申請国へ不法入国したまた不法にいることを理由として、難民を罰してはいけない（難民条約第31条³⁷⁾）。

難民問題を取り扱う機関として、たとえば、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）がある³⁸⁾。

もう一つ、人権問題に密接に関連するものとして、「人間の安全保障」の概念がある。

人間の安全保障とは、人間一人ひとりに着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現するために、保護と能力強化を通じて持続可能な個人の自立と社会づくりを促す考え方である³⁹⁾。紛争後の平和構築とも関連する概念である⁴⁰⁾。

2005年9月10日の世界サミット成果文書『人間の安全保障』（A/RES/60/1）パラグラフ143で、各国首脳は、「すべての人々が、自由に、かつ尊厳を持って、貧困と絶望から解き放たれて生きる権利」を強調するとともに、「すべての個人、特に脆弱な人々が、すべての権利を享受し、人間としての潜在力を十分に発展させるために、平等な機会を持ち、恐怖からの自由と欠乏からの自由を得る権利を有していることを」ことを認めた。

人間の安全保障は、現在の、そして新たに生まれつつある脅威、すなわち

幅広く分野横断的な脅威に対応し、人々の生存、生活、尊厳を守ることを狙いとしている。このような脅威は、絶対的な貧困や紛争のなかで暮らしている人々だけに及んでいるわけではない。現在では、先進国と発展途上国を問わず、全世界の人々が多種多様な安全が脅かされうる状況の下で暮らしているからである。こうした脅威は、各国の政府と国民にとって、ともに深刻な課題を突きつけている。

そのため、人間の安全保障では、恐怖からの自由、欠乏からの自由、尊厳を持って生きる自由という人間の生活にとって基本的な一連の自由の普遍性と相互依存性を重視する⁴¹⁾。その結果、人間の安全保障は安全、開発、人権の間の相互関連性を認識し、これらを人間の安全保障、そして、国家の安全保障の礎石とみなすものとなっているのである。

さらに、人間の安全保障が欠如する原因とそのあらわれ方は国やコミュニティによって大きく異なるため、人間の安全保障では、各地の現実に根差し、各国のオーナーシップに基づく解決策の策定強化を図っている。人間の安全保障は、各国の政府と国民がその潜在力を高め、貧困と絶望のない状態で、尊厳を持って生きる能力を高めることを目指す概念である⁴²⁾。

おわりに—SDGsの実現可能性の信憑性

危険と運命を強く認識すると、達成すべき目標が明確に定まることがあるが、だからと言って、その目標が達成されるわけではない。効果的な行動をとれるかどうかは、必要な手段を提供する能力があるかないかによる。さらに、国家や他の機関が適切な政策や戦略をとれる条件が存在しているかどうかにもよる。世界を揺るがすような問題には地球規模の解決策が必要であるが、それを提供できるような地球規模の機関は存在しない。必要が可能性を生むわけではない。また、究極の目標が達成可能であると願ったところで、実際にそうなるわけではない⁴³⁾。

ケネス・ウォルツ『国際政治の理論』(1979年)

持続可能な開発目標（SDGs）への道程

良心に恥じぬということだけが、われわれのたしかな報酬である⁴⁴⁾。

ジョン・ケネディ大統領のスピーチ・ライターのセオドア・ソレンセン

これまでの議論から、SDGsへの道程が開発と環境、人権の三つの側面での国際社会の動きが相互に関連しつつ、SDGsを掲げるに至ったことが明らかとなった。

開発の問題領域では、1960年以降の南北問題の浮上から、1974年の「新国際経済秩序」を経て、1987年までには「持続可能な開発」がキー概念となり、特に環境の問題と密接に関連・連結していくことになった。

環境の問題領域では、1972年のストックホルムでの国際会議から20年後の地球サミットへ、さらにその20年後の「リオ+20」へと国際会議が定期的開催されてきた。気候変動問題に関しては、国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP）が毎年開催され、さらなる問題解決が模索されている。

人権の問題領域では、1948年の世界人権宣言から1966年の国際人権規約へ、1951年以降の難民条約、「人道的介入」の是非と論争的な「保護する責任」の概念、「人間の安全保障」の概念まで、国際社会による地道な努力が積み重ねられてきた。

こうした国際社会の取り組みの集大成がSDGsである。

しかし、楽観視はできない。たとえば、SDGsへの取り組みは、2015年から2010年までが助走期間で、2011年以降が実行の期間と位置づけられている。しかし、国際社会は新型コロナ・ウイルスのパンデミックを経験し、SDGsへの取り組みは、数年遅れる見通しである。2030年までにSDGsを大幅に実現しなければ、2050年までの脱炭素社会、「カーボン・ニュートラル」の実現は程遠いと言わざるを得ない。

そもそも、SDGsは、あくまでも国際社会の努力目標に過ぎないのか。2030年の目標実現まであと数年間しかないにもかかわらず、国家や企業、個人のSDGsへの取り組みは、日本に限らず、切羽詰まった感覚や深刻な危機意識がまったく感じられない。たしかに、太陽光発電など再生可能エネルギー

ギーへの投資や電気自動車（EV）の普及など、注目すべき動きもあるが、2030年までにSDGsが描く世界が訪れると考えるのは早計であると思われる。

新型コロナ・ウイルスのパンデミックという国際的な危機に直面しても、主要国は協力できなかったという事実は重く受け止めるべきであろう。

2022年2月24日からは、ロシア・ウクライナ戦争、「プーチンの戦争」が勃発し、泥沼化・長期化の様相を呈している。この戦争は、世界経済に記録的な物価高（インフレ）をもたらした。問題は、「プーチンの戦争」の終わり方が2006年以降の権威主義の跋扈と「民主主義の不況」のトレンドにいかなる影響を及ぼすかである⁴⁵⁾。また、19世紀型の「古い戦争」の時代に時計の針が戻ってしまった。アメリカ中心のリベラルな国際秩序は、どこまで揺さぶられるのかが注目される。

また、2024年のアメリカ大統領選挙は「バイデン対トランプ」から「ハリス対トランプ」の対立構図となったが、仮にトランプが再び大統領になれば、たとえば、気候変動への取り組みは大きく後退しよう。SDGsどころではなくなる。異常気象など地球はすでに悲鳴を上げているのに、トランプ前大統領の支持者たちは、科学の知見を信じようとしなからである。

繰り返しになるが、新型コロナ・ウイルスのパンデミック後、SDGsへの関心は大きく薄れ、そのための取り組みも遅々として進んでいない。

問題は、SDGsや「プーチンの戦争」、トランプ再選の可能性ばかりではない。

たとえば、国連や日本が積極的に取り組んできた「人間の安全保障」の概念は、2013年をピークに広がっていないし、深まってもいない。人間の安全保障が「国家の安全保障」といかなる関係にあるのかもあいまいである。以下、最後に、人間の安全保障をめぐる国際社会の努力を振り返る。

また冷戦の終結後、国際関係論では「グローバル・ガバナンス」論が流布し、現実の世界でも国連に「グローバル・ガバナンス委員会」が立ち上がった。しかし、国連改革はまったく進んでいない⁴⁶⁾。

さらに、中国やインドなど新興国が台頭し、アメリカのパワーが相対的に

より低下し、特に米中両国が「トゥキディデスの罠（trap）」に陥ってしまう危険も指摘されている⁴⁷⁾。

こうして、21世紀の半ばまでの明るい未来像を描くことが難しくなっているとわざるを得ない。

[追記] 2024年11月5日のアメリカ大統領選挙で、共和党のトランプ前大統領が民主党のハリス副大統領に勝利した。

<補論> 「人間の安全保障」と国連の歩み

以下、「人間の安全保障」と国連について、国連広報センターのHPを手がかりに、人間の安全保障の概念が登場した1994年から同概念をめぐる活動がピークを迎えた2013年までの道程を踏まえておこう⁴⁸⁾。

1994年に、UNDP人間開発報告書『人間の安全保障の新次元』は、国連システム内に「人間の安全保障」という新語を作り出した。報告書は普遍性、人々が中心となること、相互依存性、早期警報の4つを人間の安全保障の特徴として掲げた。報告書はさらに、経済、食料、健康、環境、個人、コミュニティ、政治という相互に関連する人間の安全保障の7要素の概要も示した。

1999年に3月に、日本政府と国連事務局は、約500万ドルの初期出資により、国連財務官室の傘下に「国連人間の安全保障基金（UNTFHS）」を設立した。

また同年には、すべての国内的、国際的政策の要素として、人間の安全保障の理念を推進するため、13カ国の外相からなる人間の安全保障ネットワーク（HSN）が結成された。HSNにはオーストリア、カナダ、チリ、コスタリカ、ギリシャ、アイルランド、ヨルダン、マリ、ノルウェー、スロベニア、スイス、タイの各国に加え、南アフリカもオブザーバーとして参加した。

2000年に、アナン国連事務総長は、国連ミレニアム・サミットで、国際社会に対し、新千年紀の目標として、新旧の課題への対応策改善に向けた国

連の取り組みにおいて「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」の実現を目指すよう呼びかけた。

2001年には、第一に、人間の安全保障に対する支持を結集し、その理解を促進すること、第二に、人間の安全保障の理念を活動の手段としてさらに発展させること、および、第三に、その実施に向けた具体的アクション・プランの概要を示すことを目的に、緒方貞子とセンを共同議長とする人間の安全保障委員会（CHS）が設置された。

2003年には、CHSの結論を受け、独立の諮問グループとして人間の安全保障諮問委員会（ABHS）が設置され、人間の安全保障理念の普及とUNTFHSの運営について国連事務総長に助言するという任務が与えられた。人間の安全保障適用に対する支持を結集するとともに、そのための具体的な枠組みを提供するため、人間の安全保障委員会（CHS）は最終報告書『安全保障の今日的課題』を発表した。

2004年5月に、国連人道問題調整事務所（OCHA）内に、人間の安全保障を国連活動の主流に取り入れることを主目的とする人間の安全保障ユニット（HSU）が設置された。このような経緯から、HSUは各種のステークホルダーとの連携により、UNTFHSその他の活動に人間の安全保障の理念を適用することによってもたらされる付加価値の明確化を図っていくこととなる。

同年11月には、国連事務総長の「脅威、挑戦および変革に関するハイレベル・パネル」報告書『より安全な世界—我々が共有する責任』は、21世紀の新たな脅威を見据えた制度機構改革というより幅広い課題のなかで、人間の安全保障の理念を用いた。

2005年3月に、アナン国連事務総長は、国連改革に関する最終提案で「人間の安全保障」という言葉こそ用いなかったものの、『より大きな自由を求めて—すべての人のための開発、安全保障および人権』と題する報告書（A/59/2005）の主なテーマ別原則として「恐怖からの自由」「欠乏からの自由」「尊厳を持って生きる自由」という、人間の安全保障を構成する3つの要素を掲げた。

持続可能な開発目標（SDGs）への道程

同年10月には、2005年世界サミット成果文書パラグラフ143（A/RES/60/1）は「すべての個人、特に脆弱な人々が、すべての権利を享受し、人間としての潜在力を十分に発展させるために、平等な機会を持ち、恐怖からの自由と欠乏からの自由を得る権利を有している」ことを認識した。この人間の安全保障への言及は、国連における人間の安全保障の受容と理解を進める上で重要な転機となった。

2006年には、主に国連加盟国と国際機関からなる支持者の柔軟な非公式グループとして人間の安全保障フレンズが結成され、人間の安全保障の理念について議論するとともに、国連において人間の安全保障を主流化し、共同イニシアティブを策定するための協調的取り組みの可能性を探るための場ができ上がった。

2008年5月に、総会議長室は、人間の安全保障に関するテーマ別非公式討議を開催した。90を超える加盟国が参加したこの討議では、人間の安全保障の概念、その多次元的な範囲と国連の活動にもたらされる付加価値が中心議題となった。

2010年3月、初の人間の安全保障に関する事務総長報告書（A/64/701）が発表された。報告書は、人間の安全保障に関する議論を総括し、その前進と国連の優先課題への適用に関する原則とアプローチの概要を示した。

同年5月20日から21日にかけて、国連事務総長報告書（A/64/701）を検討するため、総会パネル・ディスカッションおよび本会議が開催された。

同年7月には、国連総会は、決議64/291「2005年世界サミット成果文書の人間の安全保障に関するパラグラフ143のフォローアップ」を採択した。加盟国はこのなかで、人間の安全保障に関する議論を継続し、総会でその定義について合意する必要性を認識した。

同年12月に、国連事務総長は、高須幸雄を人間の安全保障担当事務総長特別顧問に任命した。

同年2011年4月に、決議A/RES/64/291のフォローアップとして、総会議長室は人間の安全保障に関するテーマ別非公式討議およびパネル・ディス

カッションを開催した。協議継続の必要性は強調されたものの、加盟国から出された見解からは、人間の安全保障の概念を策定する上で土台とできる一定のコンセンサスが確認された。

同年11月に、高須幸雄・人間の安全保障担当事務総長特別顧問は、幅広い参加を確保し、人間の安全保障の概念、および、その適用によって国連の活動に付加価値が生まれる可能性がある分野に関する見解を募るため、加盟国とのインフォーマル協議を開催した。

2012年4月に、第2次人間の安全保障に関する事務総長報告書(A/66/763)が発表された。報告書では、加盟国が表明した見解に基づき、人間の安全保障に関する共通理解案が示された。

同年6月の国連総会本会議で、事務総長の報告書が審議された。

同年9月に、総会はコンセンサスにより決議66/290「2005年世界サミット成果文書の人間の安全保障に関するパラグラフ143のフォローアップ」を採択した。加盟国はこのなかで、人間の安全保障に関する共通理解について合意した。総会は7年間に及ぶ議論を経てはじめて、人間の安全保障に関する共通理解への合意という画期的成果を遂げたことになった。このコンセンサスによる合意により、国連の活動で人間の安全保障を正式に適用する道が開けたのである。

2013年5月には、世界の指導者たちがニューヨーク国連本部の経済社会理事会議場で開かれた人間の安全保障に関するハイレベル・イベントに参集し、人間の安全保障アプローチの実施により得られた付加価値と教訓について話し合うとともに、人間の安全保障を将来、国連の作業に統合することを検討した。

- 1) ケネス・ウォルツ（河野勝、岡垣知子訳）『国際政治の理論』勁草書房、2010年、144頁。
- 2) 夏川草介『神様のカルテ3』小学館文庫、2014年、15頁。
- 3) 蟹江憲史『SDGs(持続可能な開発目標)』中公新書、2020年；南博、稲葉雅紀『SDGs—危機の時代の羅針盤』岩波新書、2020年；川村真理、北島勉編『ポストコロナ社会とSDGs』弘文堂、2022年。
- 4) 矢野暢『南北問題の政治学』中公新書、1982年
- 5) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1971/s46-1-1-14.htm>
- 6) 島村直幸『国際政治の<変化>を見る眼—理論・歴史・現状』晃洋書房、2019年、第5章。
- 7) <https://www.g77.org/>
- 8) 松下冽、藤田憲編『グローバル・サウスとは何か』ミネルヴァ書房、2016年；松下冽『グローバル・サウスにおける重層的ガバナンス構築—参加・民主主義・社会運動』ミネルヴァ書房、2012年；近藤正規『インド—グローバル・サウスの超大国』中公新書、2023年。
- 9) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unctad/gaiyo.html>
- 10) 恒川恵市『従属の政治経済学 メキシコ』東京大学出版会
- 11) マイケル・ハドソン（佐藤和男訳）『新国際経済秩序—世界経済の亀裂と再築』世界日報社、1980年；<https://www5.cao.go.jp/keizai3/sekaikeizaiwp/wp-we75/wp-we75-00404.html>
- 12) ウォーラーステイン（川北稔訳）『史的システムとしての資本主義』岩波文庫、2022年；イマニュエル・ウォーラーステイン（山下範久訳）『入門・世界システム分析』藤原書店、2006年。
- 13) 川田侃、石井摩耶子編『発展途上国の政治経済学』東京書院、1987年；本多健吉『南北問題の現代的構造』日本評論社、1983年。
- 14) ブラント委員会報告（森治樹監訳）『南と北—生存のための戦略』日本経済新聞社、1980年。
- 15) 林智、西村忠行、本谷勲、西川栄一『サステイナブル・ディベロップメント—成長・競争から環境・共存へ』法律文化社、1991年；https://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref_04.pdf
- 16) 本山美彦『南と北—崩れ行く第三世界』ちくま書房、1991年；内田勝敏編著『世界経済と南北問題』ミネルヴァ書房、1990年。
- 17) E・オーウェンズ（鹿島正裕訳）『開発と自由—発展途上国援助の政治学』開文社出版、1991年；カタリナ・トマチェフスキー（宮崎繁樹、久保田洋監訳）『開発援助と人権』国際書院、1992年；スティーブン・ブラウン（安田靖訳）『国際援助—歴史・理論・仕組みと実際』東洋経済新報社、1993年；斎藤優『国際開発論—開発・平和・

- 環境』有斐閣、1995年；多谷千香子『ODAと環境・人権』有斐閣、1994年。
- 18) 田中義皓『援助という外交戦略』朝日新聞社、1995年。冷戦期の戦略援助については、デニス・T・ヤストモ（渡辺昭夫監訳）『戦略援助と日本外交』同文館、1989年を参照。
- 19) 森川俊孝、池田龍彦、小池治編著『開発協力の法と政治—国際協力研究入門』国際協力出版会、2004年；<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html> 世界銀行（小浜裕久、富田陽子訳）『有効な援助—ファンジビリティと援助政策』東洋経済新報社、2000年も参照。
- 20) https://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref_03.pdf
- 21) D・H・メドウズ、D・L・メドウズ、J・ラーンダス、W・W・ベアランズ三世（大来佐武郎監訳）『成長の限界—ローマクラブ「人類の危機」レポート』ダイヤモンド社、1972年；「ローマクラブの警告『成長の限界』から50年、『宇宙船地球号』の未来について考える」<https://www2.deloitte.com/jp/ja/blog/d-nnovation-perspectives/2022/think-about-the-future-of-spaceship-earth.html> アーヴィン・L・ラズロー（伊藤重行訳）『地球社会への目標』産能大、1979年も参照。
- 22) ロバート・O・コヘイン、ジョセフ・S・ナイ『パワーと相互依存』ミネルヴァ書房、2012年；スティーヴン・D・クラズナー（河野勝監訳）『国際レジーム』勁草書房、2020年；ロバート・コヘイン（石黒馨訳）『覇権後の国際政治経済学』晃洋書房、1998年。
- 23) マーク・F・インバー（井上嘉丸訳）『環境／安全保障と国連改革』農文協、1995年；気候ネットワーク編『よくわかる地球温暖化問題[新版]』中央法規、2009年；寺西俊一『地球環境問題の政治経済学』東洋経済新報社、1992年；小島麗逸、藤崎成昭編『開発と環境—東アジアの経験』アジア経済研究所、1993年；藤崎成昭編『地球環境問題と発展途上国』アジア経済研究所、1993年；ワールドウォッチ研究所編（ワールドウォッチ・ジャパン訳、福岡克也監修）『環境冷戦—分裂する地球を救え！』NTT出版、1993年。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/wssd/wssd.html>
- 24) 沖村理史「気候変動レジームの形成」信夫隆司編著『地球環境レジームの形成と発展』国際書院、2000年、163-195頁；高村ゆかり、亀山康子編『京都議定書の国際制度—地球温暖化交渉の到達点』信山社、2002年；松橋隆治『京都議定書と地球の再生』NHKブックス、2000年；E・P・エックホルム（石弘之、水野憲一訳）『地球レポート—緑と人間の危機』朝日新聞社、1984年；
https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/20141114_topics3.html#:~:text=%E4%BA%AC%E9%83%BD%E8%AD%B0%E5%AE%9A%E6%9B%B8%E3%81%A8%E3%81%AF%E3%80%811997,%E3%81%8C%E8%AA%8D%E3%82%81%E3%82%89%E3%82%8C%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82
- 25) 臼井久和、高瀬幹雄編『環境問題と地球社会』有信堂、2002年；澤昭裕、関総一郎

持続可能な開発目標（SDGs）への道程

- 編著『地球温暖化問題の再検証—ポスト京都議定書の交渉にどう臨むか』東洋経済新報社、2004年；https://eneken.iej.or.jp/data/old/pdf/0110_11.pdf
- 26) https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/rio_p20/gaiyo.html
- 27) トーマス・フリードマン（伏見威蕃訳）『グリーン革命—温暖化、フラット化、人口過密化する世界（上下）』日本経済新聞出版、2009年；萱野稔人×諸富徹「環境・国家・資本主義—グリーン・ニューディールの行方」『現代思想』Vol. 37-3、2009年3月、140-159頁。
- 28) 上野貴弘『グリーン戦争—気候変動の国際政治』中公新書、2024年；沖村理史「環境問題と東アジア国際制度」広島市立大学広島平和研究所編『アジアの平和とガバナンス』有信堂、2022年、195-204頁；
<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/tokushu/ondankashoene/pariskyotei.html>
- 29) https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/
- 30) ジェレミー・リフキン（幾島幸子訳）『グローバル・グリーン・ニューディール』NHK出版、2020年；関山健『気候安全保障の論理—気候変動の地政学リスク』日本経済新聞出版、2023年；竹内康雄『環境覇権—欧州発、激化するパワーゲーム』日本経済新聞出版、2023年；L・E・サスカインド（吉岡庸光訳）『環境外交—国家エゴを超えて』日本経済評論社、1996年；福島清彦『環境問題を経済から見る—なぜ日本はEUに追いつけないのか』亜紀書房、2009年。
- 31) https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00172.html
- 32) 筒井清輝『人権と国家—理念の力と国際政治の現実』岩波新書、2022年；
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html>
- 33) https://www.unic.or.jp/activities/peace_security/independence/declaration/
- 34) 最上敏樹『人道的介入—正義の武力行使はあるか』岩波新書、2001年；塩川伸明『民族浄化・人道的介入・新しい冷戦—冷戦後の国際政治』有志舎、2011年。
- 35) 西海洋志「国家建設と保護する責任の未来—主権構築（sovereignty-building）という方途？」『国際問題』第706号（2022年4月）、42-50頁。
https://www2.jiia.or.jp/kokusaimondai_archive/2020/2022-04_006.pdf?noprint
- 36) 竹田いさみ『移民・難民・援助の政治学—オーストラリアと国際社会』勁草書房、1991年；川村真理『難民問題と国際法制度の動態』信山社、2019年；早尾貴紀『希望のディアスポラ—移民・難民をめぐる政治史』春秋社、2020年；<https://www.unhcr.org/jp/refugee-treaty>
- 37) *Ibid.*
- 38) 緒方貞子『私の仕事—国連難民高等弁務官の10年と平和の構築』朝日文庫、2017年；緒方貞子（野林健、納家政嗣編）『聞き書 緒方貞子回顧録』岩波現代文庫、2020年；緒方貞子『紛争と難民—緒方貞子の回想』集英社、2006年；<https://www.unhcr.org/jp/refugee-treaty>

- 39) アマルティア・セン (加藤幹雄訳) 『アマルティア・セン講義 グローバリゼーションと人間の安全保障』ちくま学芸文庫、2017年; アマルティア・セン (東郷えりか訳) 『人間の安全保障』集英社新書、2006年; メアリー・カルドー (山本武彦、宮脇昇訳) 『「人間の安全保障」論—グローバル化と介入に関する考察』法政大学出版局、2011年; 高橋哲哉、山内進編著 『人間の安全保障』東京大学出版会、2008年; 長有紀枝 『入門 人間の安全保障—恐怖と欠乏からの自由を求めて』中公新書、2012年。
- 40) 稲田十一編 『紛争と復興支援—平和構築に向けた国際社会の対応』有斐閣、2004年。
- 41) 1941年1月6日にフランクリン・ローズヴェルト大統領は、「4つの自由」演説を行った。4つの自由とは、言論・表現の自由 (Freedom of speech) ・信教の自由 (Freedom of worship) ・欠乏からの自由 (Freedom from want) ・恐怖からの自由 (Freedom from fear) である。
- 42) https://www.unic.or.jp/activities/human_security/
- 43) ウォルツ、前掲書、144-145頁。
- 44) 夏川草介 『神様のカルテ2』小学館文庫、2013年、85頁。
- 45) 東大作 『ウクライナ戦争をどう終わらせるか—「和平調停」の限界と可能性』岩波新書、2023年; 小泉悠 『ウクライナ戦争』ちくま新書、2022年; 篠田英朗 『戦争の地政学』講談社現代新書、2023年; ギデオン・ローズ (千々和泰明監訳、佐藤友紀訳) 『終戦論—なぜアメリカは戦後処理に失敗し続けるのか』原書房、2012年; 千々和泰明 『戦争はいかに終結したか—二度の大戦からベトナム、イラクまで』中公新書、2021年。「民主主義の不況」については、ラリー・ダイヤモンド (市原麻衣子監訳) 『浸食される民主主義 (上下)』勁草書房、2022年を参照。
- 46) 渡辺昭夫、土山實男編 『グローバル・ガヴァナンス—政府なき秩序の行方』東京大学出版会、2001年; 西谷真紀子、山田高敬編 『新時代のグローバル・ガバナンス論—制度・過程・行為主体』ミネルヴァ書房、2021年。
- 47) ジョン・J・ミアシャイマー (奥山真司訳) 『新装完全版 大国政治の悲劇』五月書房新社、2019年; グレアム・アリソン (藤原朝子訳) 『米中戦争前夜—新旧大国を衝突させる歴史の法則と回避のシナリオ』ダイヤモンド社、2017年; ハル・ブランズ、マイケル・ベックリー (奥山真司訳) 『デンジャー・ゾーン—迫る中国との衝突』飛鳥新社、2023年; 佐橋亮 『米中対立—アメリカの戦略転換と分断される世界』中公新書、2021年。
- 48) https://www.unic.or.jp/activities/human_security/human_security_un/